



補助金等のご案内

特定建築者が自社のオフィスビルを建設する場合

NEW!

アスタ新長田業務施設立地奨励制度

- 業務施設立地奨励金
- 建築設計費等補助金

特定建築者が複数の区分所有者を有する再開発ビルを建設する場合

- 共同施設整備費補助金
(共用部分の一部へ補助)

特定建築者による再開発ビル建設から工事完了までの固定資産税の費用負担ゼロのほか、建設工事費の一部への補助等も行っておりますので、特定建築者（事業者）のご負担が軽減されます。

※ 注意

- ・ 補助制度等に関する採択や内容等については、あらかじめ市と十分に協議を行ってください。
- ・ 一部、補助（奨励）制度が適用できない場合があります。
- ・ 市の財政事情や予算要望時期などの理由により補助額が変動することがあります。

